

全国健康保険協会島根支部主催

被保険者への生活習慣病予防健診受診直接勧奨等事業 実施要領

目次

- 1 事業概要
- 2 委託要件
- 3 委託契約
- 4 契約金額
- 5 実施期間
- 6 実施場所
- 7 実施方法
- 8 実施規模
- 9 委託先選定
- 10 その他

令和3年9月

1 事業概要

本事業は、健康保険法第150条及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、35歳以上75歳未満の全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）の被保険者のうち、今年度の生活習慣病予防健診（以下「健診」という。）を受診していない被保険者（以下「勧奨対象者」という。）に対し、協会けんぽが直接健診の受診勧奨等を行い、本事業を受託した生活習慣病予防健診委託機関（以下「受託機関」という。）において健診を実施する。

また、健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（以下「特定保健指導」という。）に該当する者については、健診当日に特定保健指導を実施する。

なお、本事業は、未受診者に受診機会を提供することを目的としているため、土曜日、日曜日の実施を推奨するものである。

2 委託要件

本事業は、次の項目にすべて該当することを委託要件とする。

- (1) 協会けんぽ島根支部と健診及び特定保健指導の個別契約を締結済み、または締結予定の機関であり、契約した範囲内の金額で健診及び特定保健指導の実施が可能であること。
- (2) 対象地域は島根県内とし、島根県内において健診会場を確保し健診実施が可能な機関であること。
- (3) 1日あたり50人以上の健診実施、特定保健指導対象者全員への特定保健指導の当日実施（特定保健指導の該当率は、健診実施者の約20%を想定）、土曜日及び日曜日の健診実施、受診者への受付時間の割り振り案内が可能であること。なお、特定保健指導の当日実施については分割実施を可能とする。
- (4) 健診受診日から2週間以内を目途に、健診結果を受診者へ発送することが可能であること。

3 委託契約

健診及び特定保健指導の実施にあたっては、既に協会けんぽ島根支部と個別契約を締結済みである場合は不要とする。ただし、契約金額変更等の理由により、個別契約の締結が必要な場合はその限りではない。

4 契約金額

一人当たりに対する委託料単価は、健診及び特定保健指導の個別契約の金額とする。

5 実施期間

本事業は、令和4年1月下旬～令和4年3月中旬の間で、必ず土曜日、日曜日を含み実施することとする。ただし、特定保健指導にあつては、特定保健指導が終了するまでの期間とする。

6 実施場所

本事業は、受託機関が用意した施設において実施する。実施場所の選定については、協会けんぽと受託機関が協議のうえ決定することとする。

7 実施方法

本事業は、次の方法により実施する。

- (1) 受託を希望する場合は、協会けんぽ島根支部の定める期間までに、「(別紙1)実施計画書(健診日程、会場等を示すもの。様式は任意でも可。)」を提出する。
- (2) 協会けんぽ島根支部は、提出された「(別紙1)実施計画書」を確認のうえ本事業の委託先を選定し、各受託機関の健診日程や実施件数の調整・連絡を行う。
- (3) 協会けんぽ島根支部は、受診対象者へ健診の案内状を送付する。
- (4) 受託機関は健診の申し込みを受付する。
- (5) 受託機関は、健診実施日の10日前までを目途に、健診申込者に対して健診の案内等を送付する。
- (6) 受託機関は、計画の日時・会場にて健診を実施後、検査結果から特定保健指導対象者を選定し、特定保健指導を当日実施する。
- (7) 受託機関は、健診及び特定保健指導の実施状況を、協会けんぽ島根支部に報告する。
- (8) 受託機関は、健診受診日から2週間以内を目途に、健診結果を受診者へ発送する。
- (9) 受託機関は、実施件数を管理し、(別紙2)「事業完了報告書」により、実施後すみやかに協会けんぽ島根支部に報告する。
- (10) その他詳細事項については、島根支部担当者と別途協議し決定する。

8 実施人数

受診対象者の上限は25,000名とし、うち約500名が受診することを想定する。

9 委託先選定

本事業の委託先は次の方法により選定する。

- (1) 本事業への参加を希望する機関は、(別紙1)「実施計画書」を令和3年9月17日(金)17:00までに全国健康保険協会島根支部へ提出す

ること。

- (2) 応募機関について、協会けんぽ島根支部にて提出書類、過去の実績等を審査のうえ委託先の選定を行い、選定結果については文書等にて応募機関へ通知する。

10 その他

健診等実施に要する諸経費（受診対象者への健診案内状の送付に係る経費を除く。）は、すべて受託機関の負担とし、健診等実施（整理等含む）にかかるスタッフ等についても、すべて受託機関が用意し実施すること。また、申込者僅少の場合でも協会けんぽ島根支部からの再勧奨等を行わない。

なお、当該業務に疑義が生じた場合は、協会けんぽ島根支部と受託先との間において協議のうえ決定することとする。